

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成17年7月29日)

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

ただ今から、福島県環境審議会第1部会を開会いたします。

議事に先立ちまして、県の軽装の取組みについてお知らせします。

御出席の委員の皆様には、事前に連絡しておりますが、県では、6月から9月の4か月間、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、原則軽装に取り組んでおります。前回に引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

審議に入ります前に、委員の変更のお知らせをします。第2部会の委員ではありますが、福島県町村会の車田次夫（くるまだ つぎお）氏が審議会委員を退職され、後任として、6月17日付けで、鈴木義孝（すずき よしのり）氏が就任されましたので、報告いたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、中井部会長に議長をお願いすることにいたします。

中井部会長

委員の皆様には、非常にお暑い中、また御多忙のところ、御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、先月26日に1度御審議いただきました「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）（案）の策定について」、引き続き御審議いただきたいと思います。

第1部会の委員の皆様には活発な御議論をいただければとお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、議事録署名人として、大越則恵（おおこし のりえ）委員と福島哲仁（ふくしま てつひと）委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日の議題ですが、「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）（案）の策定について」でございますが、まず事務局から説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

循環型社会推進グループ参事の荒川です。私からは、資料1、資料2、資料3がお手元にあるかと思いますが、これらの資料に沿って御説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、これは御審議いただいている推進計画全体の構成でございます。全体会の時に1度お渡ししているのですが、その後審議も進んできまして、全体の構成が見えないという声もございましたので、改めて御確認いただくために用意したも

のでございます。

全体の構成は1～8までの項目がございますが、まず1つ目は計画策定の背景と目的であります。2つ目には計画の位置づけですが、本計画は条例第10条第1項に基づいて、知事が定めなければならないとされている計画でございます。

3つ目は計画の期間でございますが、これは後に「5」の項目がございまして、「5 福島県が目指す循環型社会」を平成30年頃、つまり15年後頃を見据えながら、私どもとしては平成22年度を目標とする5か年計画としたいということでございます。この5か年というのは前にも申し上げましたが、福島県の長期総合計画が5年後の22年度を目標としておりまして、その長期総合計画の目標年次との整合性をとりたいということでございます。

その次の4、5、6までの項目でございますが、ここには条例の3つの理念ごとに項目立てをしてございます。1つ目は自然循環、2つ目には資源循環、3つ目には生活様式・行動様式となっております。これに対応して各項目の(1)～(3)を記載しておりまして、さらに「6 施策の展開」の(4)については共通的な施策を加えてございます。

まず、4では現状と課題を(1)～(3)の項目毎にあげております。また、(2)資源循環につきましては、現状の福島県の物質フローがどのようになっているのかを調査しまして、ここにわかりやすく記載したいと考えております。これがわかることによって、福島県の資源循環というものが大まかにわかるのではないかとということでございます。

次に、5でございますが、これは福島県が目指す循環型社会のビジョンでございます。先ほど申し上げましたように、平成30年頃、15年後に次のような社会を目指して計画を推進していきましょう、ということでございます。(1)～(3)までは条例の3つの理念に対応した形になっております。

次に、6の施策の展開でございますが、4で現状と課題を述べ、5で理想像を述べまして、次にどういう施策を展開していくんだということでございます。ここは4つに分けておりまして、例えば自然循環であれば～までの項目立てをしまして、それぞれに具体的な施策を記載しております。

7では、この計画をどのように推進していくのかということについて、各々の主体の役割を載せております。(1)県民の役割から(4)行政の役割まで、さらに(5)ではこれら主体の連携について述べております。

8では、計画推進に当たっての進行管理をどうしていくかということでございますけれども、1つには毎年度の経過をとりまとめ公表していきますということ、2つ目には主な数値目標を掲げますのでそれらの進行管理も行っていきます。3つ目には、これは条例にも規定してございますが、この計画は5年間の計画ですので5年後には見直しを行うということでございます。

さらに、この計画の別表として2つございまして、まず県民が自主的に取り組めるような事例を例示するものとして仮称であります「もったいない50の実践」、それから別表2として先ほど申し上げました主要施策の数値目標、これを22年度を目標として設定するものでございます。

以上が、計画の全体構成ということで、まずは御承知おきいただきたいと思います。

それでは、次に資料2と資料3の説明に移りますが、まずは資料2でございます。これ

は、前回の会議でいただいた種々の御意見、さらにその後文書でいただいたものを踏まえまして加除・修文を行いました。その修文の主なもの、さらに事務局で再検討を加えましたところが下線を引いてある場所でございます。

それから、皆様からいただいた御意見、文書でいただいた御意見については資料3にまとめてあります。参考までに、審査会当日にいただいた意見と後日文書でいただいた意見がありまして、お名前の後に印が付いているものが文書でいただいたものでございます。こちらは項目立ての順に整理しておりますので御承知下さい。

また、資料2の「6 施策の展開」でございますが、例えば5ページをご覧頂きたいのですが、前回までは、等の項目ごとに1つのまとまった表現をしていましたけれど、今回は本文と具体的施策を分けまして、具体的施策を箇条書きで書き出しております。ただし、箇条書きの部分が少ない項目もありまして、その理由はこれは庁内の各部局の事業をまとめているものなのですが、現在県の長期総合計画の見直し作業をしておりまして、これに合わせて各部門の計画も見直しをしているところで、今すぐここに施策を載せるといふことにつきましては各部門との調整が必要でありまして、調整のつかないものについては載せられない状況にあります。なお、未調整であってもおおまかな記載がされているものもありますので、そのような部分は今後修正される可能性があるという前提でご覧いただきたいと思っております。

それでは、資料3を見ながら資料2の下線部のところを見比べていただきまして、修正した部分について御説明させていただきたいと思っております。

まず、「1 計画策定の背景と目的」ですが、長澤委員の「私達」はひらがなの「わたしたち」を使うべきではないかという点は、ひらがなの方がわかりやすいのではないかとということでひらがなに統一いたしました。次の「自ら率先して実行する」という点でございまして、この部分は修文させていただきまして。資料2の1ページの「1 計画策定の背景と目的」の下線部を追加・修文しております。

(資料の1ページの1の10行目以降の下線部を読み上げる)

それから、次の須藤委員の御意見、漢数字と算用数字の記載がバラバラであるとのこと指摘がありましたが、この点については、横書きですので基本的には算用数字に統一したいと思っております。

その次に「3 計画の期間」について、32年度頃の社会がどんなことになるのかといった意見がありましたが、これは先ほども申し上げましたが、「5 福島県が目指す循環型社会」というものをビジョンとして打ち出しておりますが、この3つの循環型社会を目指していくということでございます。

次に「4 現状と課題 (1) 自然循環について」のところでは、5人の委員から様々な御意見がございましたので、修文させていただいております。まず、2ページの(1)の最初の下線部でございますが、ここは「2つの」国立公園ですとか「1つの」国定公園ですとか非常にわずらわしいので数字を省くとともに、優れた景観や水環境等に言及した内容に修文いたしました。その次の下線部でございますが、経済発展に伴う情報化の進展も自然循環に影響を及ぼしているということで「情報化の進展」の文言を入れまして、それにより自然の破壊が進むということも入れ込んでおります。それから、農業や工業などの個別の言葉は入れないこととしまして、総括的に「それらに伴うライフスタイルの変化

により」という文言で整理して、さらに「水質汚濁や大気汚染、～（中略）～絶滅の危機に瀕するなど生態系が脅かされ、」の部分を追加させていただいております。

それから、次に「4 現状と課題（2）資源循環について」のところでございます。ここでは、紺野委員から「最終処分場の逼迫」という記述を削除することへの懸念が意見としてございました。これについては、私どもとしましては削除したということではなくて、現在県の廃棄物処理計画の見直しが進められておりまして、私どもの計画の方が先行しているわけですが、この廃棄物処理計画の方でこの点の検討が進められておりまして、そちらの方の検討過程を待ちまして私どもの方でも検討していきたいということで、今回は外してございます。

次に「4 現状と課題（1）生活様式・行動様式について」のところでは、岡崎委員、長澤委員から御意見をいただいております。この点につきましては、今回は全面的に修文をさせていただいております。まず、長澤委員からございました「賢い」につきましては条例にある言葉でございますので、この点についてはそのまま使うということで御了解いただきたいと思います。

（3）につきましては、全面的に書き換えておりますので全体を読ませていただきます。まず、3ページの（3）の5行目につきましては、前回、人と人との関係ですとか、地域間関係に言及しましたが、循環型社会の計画でどうかという意見もございましたので、この部分は丸めた表現にしております。

（資料の3ページの「（3）生活様式・行動様式について」の部分を読み上げる）

続きまして「5 福島県が目指す循環型社会」でございます。ここでは福島県が目指すビジョンを出してありまして、前回（1）～（3）のタイトルのところでキャッチフレーズ的なものを前面に出してありましたが、やはりそれだと誤解を生じることがあるということで、今回の案では条例で規定した3つの理念というものをそのまま使用しております。1つには「（1）自然循環が保全された社会」、2つには「（2）適正な資源循環が確保された社会」、3つ目には「（3）心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式が定着した社会」ということで、前回ありました言葉はサブタイトル、キャッチフレーズとしてそれぞれのタイトルの後ろに載せたいと考えております。

さらに、（1）のところでは前の表現がわかりにくかったということで言い回しを変えております。（2）のところでは、出だしの部分を修文いたしました。また、大越委員、須藤委員からありました「4R」にした方が良いのではという意見につきましては、国の施策はリデュースにごみの拒絶を含めていること、日本が世界に発信している施策だということで、県としてもこれを使いましょうということで、今回は「3Rの推進」ということで出させていただきます。

次に（3）でございますが、（3）については色々な御意見がございました。今回は、全面的に修文させていただいております。

（資料の4ページの「（3）心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式が定着した社会」の部分を読み上げる）

日本の精神文化につきましては、前段の3ページの（3）のところである程度述べておりますので、違和感なく入ってこれるのかなと考えております。

また、「もったいない」につきましては、今回は大きな6の項目の後段の方にありまし

たが、これを前の方に持ってくることによって、もったいないの引用の経過ですとかその意味などについて、御理解をいただきやすくなるのではないかと思います。「もったいない」は日本の伝統的言葉ではありますが、やはり日本人には外から言われないとわからない傾向があるということで、ケニアのマータイさんが今年2月に来日した際に発言されたことで再認識したという経緯がございます。

(資料の4ページの罫線囲みの「もったいない」についての部分を読み上げる)

それから、「6 施策の展開」でございます。ここでは、(1)～(3)の目指す社会を改めて載せまして、そこに具体的な施策を記載してございます。

まず、「(1)自然循環の保全」の前文のところでは、岡崎委員、引地委員から御意見をいただいておりますが、この部分は岡崎委員の意見にありました「自然を賢く利用する」という言葉がやはり適切ではないかということで、それを入れ込んで修正しております。また、引地委員からありました「自浄作用」については、この計画全体にその趣旨が取り込まれているということで御了解いただきたいと思います。

それから、「森林の保全、整備等」の部分からですが、前回まで一括りだったものを本文と具体的な施策の2つに分けております。その関係で、ご指摘のあった点に直接お答えできない部分が出てきておりますが、そこはご了承いただきたいと思います。

まず、「森林の保全、整備等」につきましても、引地委員から御意見をいただいておりますが、この点について担当部局である農林水産部の方でまだ施策の具体的な調整ができておりませんので、ここには2つの施策しか挙げられておりません。この点につきましては、次回の部会までには具体的な施策を多く盛り込もうと思っておりますので御了解願います。についても同様でございます。

次に、「健全な水の循環を保全するための総合的な管理」の部分につきましては、引地委員から御意見ありましたが、具体的な施策の方に「下水道事業の推進」、「合併処理浄化槽の設置」の記述を追加しております。なお、農業集落排水施設については、関係部局と調整中であるため、今回は記述してございません。

それから、に共通した意見として「水環境」という言い方が良いのではないかと、いうものがありましたが、条例の方で「水の循環」という言い方をしておりますので、ここでは「水の循環」という表現にさせていただきます。

さらに、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全」につきましては、引地委員から御意見があり、具体的な施策の部分に反映させるように調整中でございます。

次に、「野生動植物の保護」のところにつきましては、表現がわかりにくいところがあるということで、修正している部分がございます。前回は規制の充実・強化等の記述がありましたが、今回は「総合的な対策を実施します」という表現に変えており、後段も若干修正いたしております。また、「希少動植物」ではないかという意見については、広い意味での動植物ということでご了承いただきたいと思います。それから、同じくこの部分で、外来・輸入動植物からの日本古来動植物の保護という意見がございました。この部分につきましては、外来生物法という法律がございまして、外来生物についてはある程度法律できちんと歯止めをかけていくということもございまして、ガーデニングという範疇で規制的な表現は避けた方がいいのではないかと、いうことでした。

それから、「緑化の推進及び緑地の保全」ですが、この部分については長澤委員、引地委員からご意見をいただいております。本日お示した表現でそれらの意見を組み入れているのではないかとということで御了承願いたいと思います。なお、「街路樹等」の表現については、具体的施策のところでは追加しております。

次に、「自然再生の推進」のところでは、「環境等」を「生態系」に修正してはどうか、との意見をいただいておりますが、具体的な施策の表現の中でそのように記載させていただきます。

次の「県の工事等における健全な自然循環への配慮」の部分では、「エコロード」というお話がございましたけれども、これについても担当部局と調整いたしまして、具体的な施策の部分で「エコロード」に係る施策を取り込んでおります。

それから、「(2) 適正な資源循環の確保等」の部分につきましても、御意見等ありました部分を修正等させていただきます。まず、前文の部分ですが、紺野委員から最終処分場の取扱いの問題が出されておりますが、これは11ページの「産業廃棄物の適正処理」のところでは具体的に記述しておりますので御了解いただきたいと思います。

次に、「環境への負荷を低減するための交通の円滑化」のところでは、引地委員から御意見をいただいておりますが、ここは具体的な施策の方で「ノーマイカーデー」や「バス・鉄道利用促進デー」などの実施について記載しております。公共交通機関の利用からマイカー利用の低減を図っていくと考えております。

次の「廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進」の部分ですが、ここは大越委員、中村委員から御意見をいただいております。1つには「循環資源を利用して製造された」という表現につきましては、私どもの方では「再資源化できるもので作られている」ものを含んだ表現だと考えております。(2)の前文の方で修正しております。「再生不可能な資源はその消費が抑制されること」という表現も、「再資源化できるもので作られる」ものを消費していくという意味を含めて記載したところでございます。なお、14ページの7の「(3) 事業者の役割」の3点目で、「リサイクルしやすい材料を使用して製造する」ということで、事業者の役割・責務としても書き込んでおりますので御了解をお願いしたいと思います。

それから、「事業者による循環型社会の形成への取組みの促進」につきましては、引地委員から ISO14001 の取得についての御意見がございましたが、そのとおりでございますので ISO14001 やエコアクション2.1などの環境マネジメントシステムの記述を具体的な施策の方で盛り込んでおります。

それから、「環境物品等への需要の転換の促進」の部分では、「環境物品」を「環境にやさしいエコマーク製品」に修正してはどうかとの意見がございましたが、エコマーク製品は限定的な表現になってしまう恐れがございますので、「環境にやさしい商品」への修正ということで御了解いただきたいと思います。

次に、「バイオマス製品の利用促進」についてでございますが、「バイオマスのリサイクル」という表現があっても良いのではないかと御意見がございまして、担当部局とも相談したところでございます。そこでは、「バイオマスのリサイクル」という表現はあまり使用されていないということで少し検討させていただき、現在調整中でございます。

それから、カタカナ語を日本語でわかりやすく書いてほしいとのことで、この中で「カーボンニュートラル」という単語は削除しておりますが、その他の言葉は適当な日本語がないため、今後コラム欄や用語解説等を設けまして、分かりやすくする工夫をしていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

続きまして、「産業廃棄物の適正処理」の関係です。「リサイクル事業所」の御意見がありましたが、これはこのではなくて前段の「廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進」の部分で読み込めるのではないかという解釈で特別な修文はしておりませんので、御了解いただきたいと思っております。

それから、「(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換」の部分につきましても、御意見等ありました部分を「現状と課題」の部分と照らし合わせたりして修正等させていただいております。

(資料の11ページの「(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して」の部分を読み上げる)。

この中で、特に長澤委員から御提案のあった「循環型社会形成に対する啓蒙啓発の推進」を設けて、その中で「もったいない50の実践」も入れてはどうかとの点については、次の「県民等の自発的な活動の促進」のところ記載をさせていただきますので、ご了承願いたいと思っております。それから、同じく長澤委員からは「連携と支援」という表現にしてはどうかと提案いただきましたが、この点も「県民等の自発的な活動の促進」の記載の中で整理しているということで御了解願います。

それから、「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」につきましては、紺野委員、引地委員から御意見をいただいております。それらを含めてこの部分は修文しております。さらに、具体的な施策の中でも学校における環境教育の推進について記載しております。

次に、「県民等の自発的な活動の推進」につきましては、同じく全面的に修文しております。

(資料の12ページの「県民等の自発的な活動の推進」の部分を読み上げる)。

この中の「技術・技能や経験を持った人材の活用や人材の育成を図る」の部分につきましては、引地委員からの御意見を参考にしながら入れさせていただいております。それから、具体的な施策の最後の点では「県民主導の「もったいない運動」が広く展開できるよう支援を行います。」の一文を追加しております。

続きまして、「(4)共通の施策」の部分につきましては、まず「産・学・官共同」の御意見がありまして、「科学技術の振興」の部分に盛り込んでおります。また、「

経済的措置」の部分につきましては、前段の方にありました経済的な措置について具体的に記述させていただいております。

それから、「7 計画の推進」でございます。ここでは、まず「(1)県民の役割」のところ、引地委員から県民の「排出者責任」という記述を盛り込むべきとの意見をいただいておりますが、廃棄物処理法上は事業者の責務には排出者責任があって強く打ち出しておりますけれども、国民の責務にも排出者責任はあるけれどもちょっと強すぎるのではないかということで、この(1)から(5)までの記述の中で県民の排出者責任は読みとれるのではないかということで、今回は文中では記述しておりませんのでご容赦いただき

たいと思います。それから、大越委員からも意見をいただいておりますが、生活者の生き方の問題ということについては、生活様式等のところに全般的に盛り込んであるということで御了解いただきたいと思います。

それから、瀧本委員から(1)(2)に共通して表現方法に関する意見がございましたが、地球環境問題は待ったなしの課題であり、各主体がそれぞれの役割を自覚していただく意味でも、今回は「行います」とか「努めます」あるいは「担います」という語調で記載させていただきたいと考えております。

それから、「(3)事業者の役割」のところですが、まず「適正な処分」の「処分」という言葉がふさわしいかということにつきましては、これは条例にもある表現でございまして、意味からすれば材質や成分等を表示することによって適正な再生利用がしやすくなるという意味だと解釈していただければいいのではないかと思います。また、引地委員から多くの項目の御意見をいただいております、それに関して下線部のとおり修文しております。

続きまして、「(5)連携」のところですが、瀧本委員から2つの意見をいただいております、それを参考に若干の修文をいたしております。また、「超学際的に」という言葉を使っておりますが、これも条例で使用している表現でありますので御了解いただきたいと思います。なお、ここでは連携といってもどのような連携をするのかが見えないという意見がございまして、ここに「連携の事例」をコラム的に盛り込むのがいいのかなと思っております。また、この他にも文章だけではわかりにくいところには随所にコラム欄を盛り込んでいきたいと考えていますが、この計画自体がよりわかりやすくなるように工夫して参りたいと思います。

それから、全体的な意見として非常に理論的でわかりにくいという御意見を前回いただいていたところですが、今回は「です・ます」調にしたり、難しい表現はよりわかりやすく変更したりして、全体的に読みやすくしたものと考えております。ただし、各分野における専門的な用語を使用したりしている部分もあるものですから、その辺はよりわかりやすい表現にできないかさらに検討していきたいと考えております。

以上が、各委員からいただいた意見についての修正に係る概要でございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

私の説明は以上でございます。

中井部会長

それでは、ただいまの事務局からの説明に基づきまして、推進計画(案)の検討を行いたいと思います。

資料につきましては全部で16ページありますので、ページを区切ってその都度その箇所について御意見、御質問等がございましたらお願いします。今回の資料で下線部のところが前回から追加、修正されたところですので、そのあたりを中心にしながら下線部のところ以外でも併せて御質問・御意見あればいただきたいと思います。

それでは、3ページ程度に区切って進めさせていただきたいと思っておりますので、まず、資料の1ページから3ページまでの部分で御質問・御意見いかがでしょうか。

後藤委員

3点ほどあるんですが、まず1ページの第2段落の2行目の「その活動を地球環境に負荷を与えないような」というところで、負荷を与えていることは事実であってゼロにはできないという前提があると思うので、「できるだけ負荷を与えないような」といったちょっと弱まる表現の方が良いのではないかと思いました。2点目ですが、2ページ目の「(1)自然循環について」のところなんですが、自然に関する記述のところで、時間的な観点をに入れてほしいという希望がありまして、つまり長い年月をかけて蓄積・進化してきた歴史的な資源が自然であるということで、もしそれを失うこと、ある生物種が絶滅するということがそういう時間的な進化の過程まで失われてしまうというような、歴史的な重みを表現していただけるといいかなと思います。最後に3点目ですが、3ページの「(3)生活様式・行動様式について」の部分の下から5行目で「経験、歴史が再認識されています」という記述がありますが、再認識されているのは重要性とか、必要性とかいうものかと思いますが、具体的に歴史の「何」なのかという言葉がほしいなと思いました。

中井部会長

1点目が本文のところに「できるだけ負荷を与えないような」という表現にした方がいいのではないかという御意見だったと思うんですが、2点目のところは具体的にはどのへんに入れ込んだらいいというような御意見はありますか。

後藤委員

例えば、第1段落の4行目あたりに「豊かな自然に恵まれています。」と一旦切った次に、「そのような自然は、地球史的な長い歴史を経て作られてきたものであり、人類はその恩恵を受けて生活を営んできています。」といったところかと思います。

中井部会長

例えば、そのような趣旨の文章を入れた方がいいのではということですね。3点目も先ほどの歴史のところになんかを補うということで、事務局よろしいでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

はい、今の件については検討させていただきたいと思います。

福島委員

2ページの「(1)自然循環について」の8行目のところには「ライフスタイル」という言葉がありますが、3ページの「(3)生活様式・行動様式について」の部分では「生活様式」という言葉が使われていて、次の4ページの(3)のところでも「賢い生活様式」という表現で、最後に12ページの上から4行目のところでは「賢いライフスタイル」と使っていて、「生活様式」と「ライフスタイル」で使い分けると別な意味があるように思ってしまうので、統一して使用した方がよろしいのではないかと思います。

中井部会長

それでは、文章の表現について統一した方がよろしいのか少し検討していただきたいと思います。

他に、どうでしょうか。長澤委員、このあたりの表現については何か御意見ないでしょうか。

長澤委員

だいが整理されて非常に読みやすくなったと思います。

中井部会長

それでは、次に4ページから6ページまでの間で何か御意見ありますでしょうか。

長澤委員

4ページの「(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会」の本文の1行目で、「もったいない」や「和」の心が生かされ、という表現がありまして、「もったいない」については今までも議論してきまして入れざるを得ないのかなと思いますけれど、「和」というのはなぜここに入ったのか、その理由を聞きたいのですが。これだけではなく他にも色々な日本的な言葉があるのではと思うのですが、ここに「和」を選んだ理由をお聞きしたいのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

本日の資料には取り上げておりませんが、ここでは、「共存」、「協調」、「共生」、「和」などのものを大事にする、つまりは人を大事にすることにつながる、そういう日本人の思想を発信していく姿勢が必要ではないかということで、ちょっと循環型社会形成計画でそこまではどうなのかということはありませんでしたが、私達の心にはあるが表には出ていない非常に大事な言葉というものを、こういうところを出してはどうかという意見もございました。その日本人の伝統的な心、文化というものを表現する言葉の中から何が循環型社会の形成に貢献できるかということで、この言葉を選ばせていただいたところでございます。

長澤委員

「和を以て尊し」という意味の「和」ではなくて、もう少し深い意味で「和をする」とかそういった言葉もありますが、自然と人間とか、人間と人間とが相向き合うということの意味しているということで理解すればよろしいのでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

極端なことを言えば、物質社会の中で日本人の心がある意味荒廃している部分がある、人と人との関係にあるということが言われておりまして、そういう関係が自然なものとの関係にもつながってきているというところがありまして、そういった「共存」、「共生」、「協調」とかを代表する言葉として「和」という言葉をあえてここに入れ込んでいるもので、循環型社会に通じるものではふさわしいのかなということで、日本人の精

神文化にある言葉としてこれを選んだところです。

長澤委員

わかりました。

中村委員

関連する部分として、例えば「協調」とか「共生」とかそういうものもあると思うんですが、逆に「和」だけではなくそういう言葉も入れた方が、この部分は落ち着いてくるのではないかと思います。

中井部会長

すると、「もったいない」や「和」以外にもう1つ、2つ何かキーワード的な言葉を入れるということでしょうか。

中村委員

ええ、例えば「協調」とか「共生」とか。極端なことを言いますと、今の社会は競争の社会という部分が強くなっていますが、それが心豊かな社会を本当に作るのかということそうではない部分があると思うんです。ですから、「和」とか「協調」とか「共生」とかそういう言葉を入れてもいいのではないかと私は思います。

長澤委員

後藤委員のような若い方にお聞きしたいのですが、儒教精神ではないのですが、この部分に急に言葉が出てきてますよね。そうしたときに、日本の精神文化というものをこの文章を読んで何か感じましたか。若い方がこの部分をどう読みとるのかというのが大切だと思うんです。

後藤委員

私自身としてはずっと落ちる内容です。というのは、私自身が豊かな生活ではなかったというのもあるんですけど、やはり「もったいない」だとか「ありがたい」ということはおばあちゃんとかから受け継いだということもありますし、この文章を読んでも理解できるかなと思います。ただ、さらに若い世代となるとどうかというのはありますけれども。

長澤委員

事務局の方で、前回の審議会の時に若い人たちがこの「もったいない」というのをどう受け止めているのか、どう意識しているのかアンケートしてみますということがあったと思うんですけれども、もう実施はされたんでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

アンケートについては、小・中・高生を対象に、県内全域くまなくサンプルを抽出し実施いたしました。夏休み前に実施したところで、現在調査票を回収しているところござ

います。2,000以上のサンプルがありますので、集まり次第集計いたしまして、次回の審議会にはその結果を報告できるのではないかと考えております。

大越委員

やはり今のところなんです、ここでこれだけ議論が出るというのは、それぞれの立場によって解釈の仕方が色々異なってくるということなので、このままではまずいと思います。これを読んでみんなが同じような認識を持てるようにしておかないと、あっちの人はこう読んでみんがこう読む人、こっちの人はこういう読み方だったとなると困るので、誰もが同じように読める文章にしておかななくてはならないと思います。

岡崎委員

私も大越委員と同意見です。それから、後で言おうと思っていたんですが、12ページの上から3行目に「節度を保ち」という表現が出てきますが、これも極めてあいまいな表現でして、条例的な文章が人の心を規制するようになってはいけないと思うんです。ですから、4ページの「和」の記述、12ページの「節度」の記述については、削除するなり再検討するなりしてほしいと思います。

長澤委員

実は、こちらに来る前に保育園の若い園長先生と「もったいない」ということについて、1時間くらい話をしてきました。そして、これを読んでいただいたのですが、彼女は50歳代ですので非常によく理解できました。その保育園では、環境教育というのを非常に見事な形で徹底してやっているんですが、その若い先生方に対して、園長先生がリーダーシップをとってこの計画のキーワードにある「もったいない運動」というのを啓発していくかということ、これはちょっと考え込ませるを得ないと言われました。後藤先生のようなお若い方も非常によくわかっているとおっしゃいましたけれど、ある意味では精神論というのがここに入ってきてしまうので、それをいかにわかりやすく若い世代に、ましてや小学生や幼稚園児といった世代に対してこの運動を認識させていくのか、ここのところはもう少し丁寧に合意形成していかないとイベント的な事業になってしまうのではないかと。県の事務局と我々がきっちり合意していかないとその辺は難しいかなと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

1つ確認だけさせていただきたいのですが、県として「もったいない運動」をやるということではないことは御承知いただきたいと思います。県民の運動が盛り上がっているものは県として支援しましょうということではあります、あくまで県民の自主的な活動の支援という立場であります。ただ「もったいない」という言葉はいいことなので、これをキーワードとして活用していこうということです。地球環境問題は現在待ったなしの問題だと思っております、それを訴えるためには「もったいない」が一番入りやすい、キャッチフレーズにふさわしいということで、思想というまでではないと思われま。例えば、50の実践についても、今ではどこでもやっている「電気をこまめに消しましょう」とか「アイドリングは止めましょう」あるいは「水道は出しっぱなしにしないようにしましょう」

などといった我々の身近なところからやっていきましょうということで、あくまで例示であってそれ自体が運動というわけではないので、その確認をお願いいたします。

後藤委員

どういう立場を取るかということもあるのですが、民間で行われている運動の支援を行う立場であれば、県としてはそれとは別のキーワードを出してくるべきではないかと思うんです。つまり、「もったいない」だけではないというのであれば、やはりそれなりのものをこちらから出す必要があると思います。「もったいない」についての説明書きの下から4行目に「共生の論理」というのがありますけれども、この循環型計画の中には自然共生の考えもありまして、「もったいない」はこの共生の論理との結びつきはあまり薄いんじゃないかと思ひまして、私が一番象徴的だと思うのは「いただきます」、「ごちそうさま」だと思うんです。この言葉は「命をいただく、そのことへありがとう」という意味があって、「もったいない」と同じくらい日本人の精神を表した言葉だと思うんですが、その他にも先ほどの「共存」、「共生」ですとか、そういう言葉の概念を掘り起こすという意味で盛り込んでいった方が、先を見た計画ということではいいのではないかと思ひました。

中村委員

今言われた言葉の他にも「ありがたい」という言葉も非常に大事だと思います。そういう一連の言葉の中で「もったいない」という言葉が入ってくる分には結構なのではないかと思うんです。日本の精神文化を支えているキーワードについては、もう少し皆さんで検討してみてもどうかと思います。

引地委員

私は「もったいない」で育った世代なんですが、私が学生達に対して思ったことなんですけれども、彼らは少し気に入らないとものを捨ててしまったり、壊してしまうということが多かったんですね。ものを粗末にしないということはきちんと教えるべきだと私は思ひまして、彼らに材料を与えてそれをどのようにすればそれを活かすことができるかやってみなさいということをやらせたんですね。そうすると、彼らは色々ものを作ってくるんですが、そうすると「もったいない」ということもわかるし、新しいものを開発していく精神にもつながる。そして、そういうことが「もったいない精神」にもつながっていく、そういうことをしないとつながっていかないと思うんですよね。「もったいない」ということを一般の人にいかにして理解してもらおうかということが非常に重要ではないか、ある程度の年齢以上の人はある程度すぐに受け止められるとは思ひますが、そういう表現ができるのか、「もったいない精神」を生かしていくことは必要ではないかと思ひますね。

福島委員

先ほど長澤委員から若い世代がこれを見てどういう風に思ひのかというお話がありましたけれども、もっと若い世代では「もったいない」という言葉がわからない、言葉自体が死語になっているのではないかと思うんです。抽象的な環境の中で「もったいない」という

イメージを議論してもわからないと思うんです。別表として作る「もったいない50の実践」というもので、例えば電気はこまめに消すとか、そういう当たり前の言葉が並んだときに、なんだ「もったいない」というのはそんなことなのですかという理解を与えてしまう。ですから、「50の実践」を載せるのであれば、ここにこそ「もったいない」のイメージが、すなわちこの推進計画のイメージ・精神が具体化される部分ではないかと思うんです。ですから、具体化するのであればコンセプトをきちっとして、「もったいない」というのをどのようにイメージをしてもらうのかを考えた「50の実践」にしないと、誤ったメッセージを伝えたり、あるいは軽いイメージを伝えてしまったり、そういう誤った伝え方をしてしまう恐れがあるので、コンセプトを持った「50の実践」を出していただきたいと思います。

中井部会長

「50の実践」については、具体的にスケジュールとかは決まっているのですか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

先般の全体会でも委員から御意見ございまして、県民から募集すべきだということでしたので、県民に訴えかけましてそこから上がってきたものを尊重してとりまとめたと思います。具体的な手続きについては、これからでございます。

中井部会長

アンケートの集計結果や「50の実践」などがもう少し出てきたところで、4ページの(3)のところの文章表現については詰めることが必要ではないかと思しますので、本日出ました御意見等も含めまして、ここを最終的にどうするのかということをもとめる必要があるのではないかと思います。作業の方向としてそういったことを踏まえて検討していただいて、また出てきたところで調整するというところでお願いします。

その他のところで、御意見ありますか。

後藤委員

5ページの「持続性の高い農業生産方式の普及等」のところ、具体的な施策で、農的な空間を生存場所としている動植物の生存に関する記述を入れられるのであれば入れてほしいということと、もう1つ関連して「水産資源の適切な保存、管理等」の方では、農業に比べて持続的な漁法とかという具体的な施策がないので、養殖とかそういったものを入れていただきたいと思います。

中井部会長

の方は、具体的に言うと農業空間で生息する動植物の保全ということですか。

後藤委員

より具体的に言えば、例えばドイツではカップリング政策というのがあって、農業生産が行われていなくても、この生物が確認されたらお金を補助するというような制度があっ

て、生産の場だけではなく、生物生息を担保する場としての政策が行われている。ですから、生産の場だけではなくて、生物生息の場としての政策も入れてもらえたらというのが趣旨です。

中井部会長

そうしますと、このへんは担当部局と調整してということになると思いますが、できるだけ入れる方向で検討していただくようにお願いします。

長澤委員

5ページの「持続性の高い農業生産方式の普及等」のところですが、具体的施策のところは今後記載されるのは承知の上でなんですが、田畑が非常に荒廃してしまってそれが生態系を大きく壊してしまっている現状があるので、その荒廃した農地回復の施策を入れてほしいと思います。この項目なのかあるいは7ページの「自然再生の推進」かに取り入れていただきたいと思います。

中井部会長

事務局の方からこの点についてお願いします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

具体的な施策の部分は各担当部局と調整中でございますが、今の御意見についてはその協議の中でどこに記載するのかを含めて調整させていただきたいと思います。

中井部会長

それでは、次に7ページから9ページまでのところで御意見あればいただきたいのですが、何かございますか。

後藤委員

7ページの「野生動植物の保護」の部分なんですが、先ほど移入生物の話はガーデニングという範疇では記載しないという説明がありましたが、やはりブラックバスとかその他の移入生物の話がありますので、ここで入れた方がいいと思います。その前の猪苗代湖の保全とかにも関わる部分もありますので、移入生物からの固有種、地域種の保全ということを入れた方がいいと思います。

それから、「緑化の推進及び緑地の保全」のところですが、1つは緑地のネットワーク化の話をしていただきたいというのがあります。それには、景観という面もありますし、またのところ「エコロード」ということでけもの道の記述が入りましたけれども、けもの道の確保ということは生物が移動するネットワークが前提になっていて、生物の移動を担保する緑地のネットワーク化ということを確認すること、それを踏まえてエコロードの整備を図っていくことが必要だと思いました。

中井部会長

ネットワークというのは動物が動き回る経路をつないでいくということですか。

後藤委員

生物多様化国家戦略の中でもネットワーク化に関する記述がございますので、そういった国の施策も考慮しながら、具体的な施策を検討した方がいいかなと。そちらでは「緑の回廊」という名称で言われていますが。

中井部会長

それでは、事務局で検討していただきたいと思います。

長澤委員

8ページの「 県の工事等における健全な自然循環への配慮」のところで、その具体的な施策に、自然公園を整備するときには地域住民との意見交換をきちんとするという事を入れてほしい。これは、具体的には原町の方で、住民の意見は採り入れているけどまだまだというところがありますので、地域住民の意見というのも十分に聞き入れてほしいということで述べさせていただきました。それから、もう1点、8ページの(2)の「資源及びエネルギー消費の抑制」のところで、具体的な施策に1項目追加して「エコ住宅の推進」という事を入れていただきたいと思います。3点目に含まれている部分もありますけれども、エコ住宅の推進ということが言われておりますので是非入れていただきたいと思います。

中井部会長

最初の質問は、今記載されているものと別項目でということですね。

長澤委員

そうです。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今の御意見の中で、住民との意見交換に関する件についてですが、そもそもこの計画が循環型社会形成を推進するための計画ということで、自然との共生を入れてはおりますが、住民との意見交換を書き込めるのかということは、ちょっと計画の性格上疑義があるかなと思います。条例の項目ということで整理しておりますので、エコ住宅の方は整理できるかもしれませんが、その辺はご容赦いただけないかと思えます。

長澤委員

9ページの「 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進」のところで、具体的な施策の中に「県内における標準的な分別収集方法等に」という記述がありますが、この「標準的な分別収集方法」というものがどういうものなのかお聞きしたいのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは、県で取り組んでいる具体的な施策を入れ込んだもので、分別収集には住民の認識が最も重要であります。市町村の方でそれを啓発する資料がないということで、「ごみ減量化・リサイクル推進会議」で標準的な分別収集方法等に係る住民への広報・啓発の共通資料をとりまとめました。

中井部会長

それでは、次に10ページから12ページまでで何か御意見ありますか。

岡崎委員

先ほどもお話ししたのですが、12ページの「節度を保ち」の部分なんです。どうしても精神的な部分への書き込みということで警戒してしまうんですが、そういう風に捉える方が他にもいらっしゃると思うので、避けた方がいいのではないかなと思うんです。ここがない方が次にもつながりやすいので、ない方がいいのかなと思うのですがどうでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは委員からの意見でもございます。先ほど申しましたように色々な意見がございまして、その様な御意見をふまえて修文してきております。しかし、多くの意見があった中で考えておりましたが、ここで既に「賢い」が入っているということは、「節度」が入ることは同レベルではないかと思えます。ですから、それが条例に入っているということは「節度」が入ることは思想、イデオロギーには当たらないと思えます。日本人の心の中にある、受け継がれてきている、感覚的にいいと思っているものにつきましては、我々の意識改革という意味からは入れ込んでいくべきかなと。人と人との関係、人と自然の関係、人とももの関係を今我々は考えてみたとき、ある程度強い言葉を発していかないと。我々の親の世代でも生活のために仕方がないからそうせざるを得ないということがあったかと思えます。しかし、経済システムの中で生きるためには仕方がないと自己矛盾を抱えながら行動してきた結果がいろんな問題を引き起こしている。そういう中で、私自身も、「ああ、もったいないな」と思うことがありながら生きてきました。皆さんがそういう気持ちをお持ちの中で、条例に「賢い」という言葉が入ってきたのだと思っておりますし、「もったいない」という言葉はキャッチフレーズにふさわしい言葉ということで、地球環境問題が待たないというときに、我々が行政が中庸であればいいということではなくて、何もやらないから問題が起きるのであって、言うべきことは言わなくてはならないということで、御意見があったということ踏まえて、ここまでのレベルであれば計画に入って然るべきかと思ひまして、あえて「もったいない」とか「節度」を入れてございまして、ここまでであれば問題ないと考えております。

後藤委員

もし「節度」という言葉が強いということであれば、折衷案として「足るを知る」という言葉を「もったいない」の次に入れてはどうかと思うのですが。「節度を保ち」という

のを「足るを知る」というキーワードに置き換えて、意味を保ちながら表現を和らげることができのかなと思うのですが。

中村委員

若い委員からそういう意見が出ると、福島将来は明るいと思います。

岡崎委員

私は結構です。

長澤委員

10ページの「地産地消の推進」のことなんですが、具体的な施策のところでは生産者と消費者の直販・直売というのを書き込めないかと思うのですが。今非常にこういうことが広がりを見せており、どこまで書き込めるか分からないけれど考えてもらえないでしょうか。

中井部会長

これも具体的な施策に加えてほしいということで、事務局の方で検討していただくということをお願いします。

大越委員

12ページの「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」のところなんですが、具体的にどういう文章にしたらいのかというところはあるのですが、きちんとした科学的データとか根拠のないものが環境保全にいいとかきれいにするとかという謳い文句で、あやふやなものがかなり広まっているという事実があります。それが本当に環境的にいいものであればいいのですが、そういったものをきちんと区別する裏付けが取れたものについては推奨してもいいと思うんですが、そうじゃないものは歯止めをかけるような方策があればいいなと考えています。悪質商法まがいのものが広まるとは困るので、裏付けがあるものは推奨するけれど、ないものは施策に入れれないといったことが書き込めないかということです。

中井部会長

趣旨としてはよくわかりましたので、そういったことをどの部分に入れていくかということなんだと思います。

事務局の方でいかがでしょうか、この部分について御意見ありますでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

県でもエコ認定とか、国でも色々なマークによる認定とかがございますが、そういった認定制度ですとか検証制度ですとかそういう制度の充実ということであれば、どこかに書き込めるか考えてみたいと思います。

後藤委員

10ページが一番上のところと12ページが一番下のところを絡めてなんですが、12ページの方で一般家庭における「環境家計簿」の普及を図るのなら、事業者に対しても「環境会計」とか「環境報告書」の導入を図るといった表現を入れて、その辺の整合性を取る検討をしてほしいと思います。

中井部会長

それでは、10ページの事業者の具体的な施策の中に、環境会計とか環境報告書といったものを推奨するような表現を入れるということによろしいでしょうか。

この点につきましても、事務局に少し検討いただきたいと思います。

長澤委員

13ページの「県民等の自発的な活動の促進」のところで、3点目に「うつくしまパートナーシップ会議を運営します」という記述がありますが、これだけでなく相互連携で環境保全を推進する取組みというのは他にあると思うんですが、「県民、事業者及び行政が環境保全を推進するために、きちんと向き合って、理解して、共感し合っというベースみたいなもの、そこを外してしまうとなかなか推進できなくなってしまう。お互いの役割を認識し合う、理解し合うということが前提にないといけない。そういったもの、お互いの立場を尊重し、共通認識を持つということの項目を入れていければいいなと思います。

須藤委員

4ページの1行目からの「持続可能な農業の～導入を促進し、」の部分で、ここには色々な意図が入っていると思うんですが、ここをもう少しわかりやすく具体的に書いてもらったほうがいいと思います。

中村委員

例えば、「うつくしま環境パートナーシップ会議をはじめ、その他の環境に関する交流会等を支援します」というような記載をするということも考えられるのではないかと思います。

中井部会長

一般論の部分もありますが、相互連携をするためにはお互いのことをよく分からなければダメですよということですね。

それでは、最後に13ページから16ページのところまでで何か意見ございますか。

引地委員

先ほど「(1) 県民の役割」のところで、排出者責任はちょっと強いのではないかといいお話だったのですが、私がこれを出した理由は、やはり生活系廃棄物というのは市民が多く出すわけですが、これが分別がなされてなかったり資源化が十分ではなかったりして

処理に苦労している面がある。それで、市民であってもきちんと分別して出す責任があるんだということを強調したかったんですね。現在各地でごみの有料化の話題が出てますが、これは排出者が自分で出すごみには責任があるという考え方なわけですから、そういうことが何かあってもいいのではないかと、事業者だけではなく消費者にも排出責任はあるんだという考え方を強調したかったんです。表現は和らげてもいいけど、何か書かなくては徹底しないのではないかと。市町村の方でも膨大な処理費用をかけているという現状も踏まえて、何か書いていただければなと思います。

中井部会長

それでは、事務局の方でどうでしょうか。引地委員としては、直接記載しなくてもそういう趣旨を生かしたような表現で書けないかということだと思いますが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まさしくそのとおりで、市町村の分別収集のものは県民の分別なんですね。そこがうまくいかないとは分別収集そのものがうまくいかないことになってしまう。循環型社会形成基本法でも国民の責務という記載もございますし、そのあたりも勘案しまして、何か趣旨を生かした案を考えてみたいと思います。

福島委員

15ページの「(4) 行政の役割」のところですが、市町村と県の行政の役割が書いてあるんですが、こういったグローバル化した中で1つの県だけではなかなか難しい問題もあると誰でも感じているところもあると思うんです。この計画を出しても日本全体がこのように変わっていかないと、一人一人の県民が頑張ってもなかなか難しいんじゃないかと思ってしまうのではないかと。ですから、ここに入れていいのかわからないですが、私は国の役割、国としては県や市町村や国民がやろうとしていることをサポートしていく、国としてこういうことをやろうとしていることを紹介していただいた方が、国の中の県として、県民としてこういうことがやれるという認識ができるのではないかと思います。ですから、ここに国の役割という言葉が入れられないかなと思うんですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

国は、法律、計画を既に持っていて、さらにその計画に基づいた計画を各県に作ってくださいと要請している中で、各県でも対応しているような状況です。ですから、基本的には国の計画は国民が知っているという前提に立って、県はどのような施策を行うのかというのが課題ではありますが、その中には国の施策を受けて行うものもありますので、まずは法律、計画があってそれは超えられないというところで、別々の計画ということになると思うんですが、どういう入れ込み方があるのか技術的な部分もあるかとは思いますが。

中井部会長

そうすると、この「 県」の最後の点に「・ 国や他の都道府県との調整に努めます。」という一文があるんですが、ここをもう少し具体的に膨らませればいいのではないかと思います。

いますがいかがでしょうか。

福島委員

アピールの意味が半分ですね。国は計画に基づいてやっていて、その中で県もこういう計画に基づいてやりますよということを県民に知ってもらう、そういう気持ちを持ってもらうという意味を持ってもいいのではないかなと思うんですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

例えば3Rの推進であれば、国が率先して世界に情報発信して取り組んでおりますが、国が進めている施策を県でも積極的に進めるといような意味合いでしょうか。国と連携して取り組んでいるということを書いていくということでもいいのでしょうか。

福島委員

経済は日本として1つであって、その中の福島県ですから、国全体としてこのようにやっている国策の中で、県としてはこういうふうに行っていくという部分がアピールできるような表現ができないかと思ひまして、先ほど部会長がおっしゃったように現在ある項目に付け加えていくということでもよろしいとは思ひますが。

中村委員

ちょっと話は異なりますが、以前に猪苗代湖の保全条例を策定したことがありまして、これは非常に先進的事例だったと思ひます。わたしは、この循環型社会計画も他の県にアピールできるような内容を持ちうると思ひます。そういう条例であり計画だと思ひますので、福島県が国や他の都道府県にアピールできるような位置づけで考えていってよろしいのではないかと思ひます。

引地委員

循環型社会を構築していくためにはリサイクルを効率的にやっていくことが必要だと考えられますが、1県だけでリサイクルできるかということ、うちの県は何々だけはリサイクルできる、あっちの県は何々だけはリサイクルできるというふうになっていて、1県だけでは到底無理であり、リサイクルを推進していくためには他県との協同事業というものも非常に重要になってきており、そういった記述も必要ではないかと思ひます。調整という言葉だけでなく、もう少し具体性を持たせた方が重要性を強調する上ではよろしいのではないかと思ひます。

中井部会長

それでは、この「(4) 行政の役割」の部分については、御意見のあった点を踏まえて少し検討していただくということで、よろしくお願ひいたします。

後藤委員

13ページの「(4) 共通の施策」の部分で、「社会的な措置」という項目を入れられ

ないかと思うんですが、例えば条例の整備とか法律の整備とかいうことを規定するような観点があってはどうかと思います。もし条例と対応しているようであれば、入れていただきたいと思います。もう一つ、14ページの「(3)事業者の役割」のところで、「リサイクルしやすい材料を使用して製造する」という記述がありますけれども、先ほどの3Rの趣旨からするとこれでは少し狭いのかなと思ひまして、「再利用、再生利用しやすい材料を使用して」としてはどうかと思います。

中井部会長

1点目の方は、条例から起こせるのであれば項目として追加してほしい、具体的には新たな条例を策定すること等を記載するということだと思ひんですが、事務局いかがでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

条例上はそういう項目はございません。

中井部会長

では、少し難しいということでしょうか。よろしいでしょうか。

もう一つの14ページの方については、事務局で検討していただくということをお願いします。

長澤委員

14ページのところなんですが、「(1)県民の役割」の4点目のところで、前段の方は「日常生活での無駄」とか「消費活動」ということで県民のことに関する記述だと思ひんですが、後段は「事業者を支援する」という記述がありますので、ここは別の項目にした方がよろしいのではないかと思います。一つは県民が生活の中でできることからやっくいこうとするもの、もう一つは事業活動の中で実践していることへの支援ということではいかがかと思ひます。

中村委員

そうであれば、「地域の一員として」というのもありますので、3つの項目にした方がよろしいのではないかと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは表現方法の問題だと思ひますので、私どもの方で検討させていただきたいと思ひます。

岡崎委員

13ページの「(1)県民の役割」というところの2点目で、「製品をなるべく長期間使用すること」とあるんですが、電化製品をなるべく長期間使用して逆に使用電力が増えたり、自動車を長期間使用してCO2の排出量が増えたりということもあるんじゃないか

と思うんですが、このまま記載して誤解を持たれたりすることがないのかなと思うのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは、昨年度制定した条例の言葉のままでございます。第8条に規定されている言葉をそのまま記述したもので、既に整理されたものと考えます。

岡崎委員

わかりました。

中井部会長

それでは、あらためて全体を通して御意見いかがでしょうか。何か抜けている点等ございますでしょうか。

中村委員

最初に、1ページの「計画策定の背景と目的」のところなんですが、5ページに「持続性の高い農業生産方式」とあるんですが、この計画そのものが持続性の高い地球環境というものが前提にあるかと思うんです。そうすると「恵み豊かな環境を将来の世代に」の前に「持続可能な」という言葉を入れ込んだ方が良いのかなと思いました。2点目は、11ページにある「カスケード利用」という表現はわかりにくいのではないかと思いますので、別に説明をお願いしたいなと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

1点目につきましては、趣旨が変わらないということであればそれで構わないと考えます。2点目については、先ほども申し上げましたが、難しい言葉、専門用語につきましては、用語解説なりコラム欄なりを設けてわかりやすくしたいと思います。なお、「カスケード利用」については、今後広がる言葉だと思いますので解説を付けたいと思います。

長澤委員

12ページの「県民等の自発的な活動の促進」のところですが、『県内で広がっている「もったいない運動」をはじめとした』とあるんですが、私にはどの程度広まっているのかわかりませんし、「はじめとした」とあるところには、既に今までに県内で地道に自発的に環境活動に取り組んできた人たちもいるわけです。ですから、ここは逆じゃないかと思うんです。既に環境保全活動に取り組んできた、循環型社会形成に取り組んできた人たちから、それから少しずつ広がってきている「もったいない運動」とかいうように。「もったいない運動」が広がっているということが私はよくわからないんですよ。先日「環境教育セミナー」をやったんですが、そのときに女性の方が『最近「もったいない運動」って流行よね。』っていうんですよ。ですから、流行みたいな捉え方をされつつあるんですよ。いいことかもしれないけれど、そういう傾向がありますので、このところはやはり、ずっと取り組んできた人たちに敬意を払うということで、文章をきちんと直していた

だきたいと思います。

中井部会長

それでは、今の点については文章表現を再検討していただくということでよろしくお願
いいたします。

それでは、様々な御意見をいただきましたが、本日御意見のあった箇所について検討し
ていただいて、中間とりまとめに向けて文章表現ですとか、内容等について充実を図って
いくということをお願いします。

本日の議題につきましては以上といたします。

では、その他で事務局からお願いします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

「もったいない」に関するお話が出ましたが、これまでに県議会の宣言ですとか環境白
書の記述ですとか関係する資料が出てきておりまして、参考資料としてお配りしたいと思
います。

中井部会長

それでは、ただいま国、県関係の「もったいない」に関する参考資料ということで、議
事以外の情報ということで、後で目を通していただければと思います。

それでは、その他でほかに何かありますでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今後の日程でございますが、当初より部会を1回増やした関係で、この次の会議で今ま
で審議いただいた内容を中間とりまとめということで御審議いただきたいと考えておりま
す。日程は9月20日前後を考えておりますので、予定方よろしくお願いたします。

また、先ほどありました「もったいない」に関するアンケート結果についても、次回の
審議会までに取りまとめできるものと考えております。

中井部会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。長時間貴重な御意見あり
がとうございました。

司会（小檜山企画主幹）

以上をもちまして本日の環境審議会第1部会を終了させていただきます。

長時間御議論いただきましてありがとうございました。